

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】 第36回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催 について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2024年7月31日、第36回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。今回の部会では、「DC制度の環境整備」等について議論が実施されました。

当部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41816.html

1、DC制度の環境整備（厚生労働省HP掲載 資料1を基に記載）

①中小企業による私的年金の活用促進

- ・中小企業における私的年金の活用の状況とこれまでの取組
- ・簡易型DC制度
- ・中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）
 - －iDeCoプラスの対象範囲
 - －DBとiDeCoプラスの併用

【本日も議論いただきたい点】

《簡易型DC制度》

- ・中小企業が取り組みやすい制度設計（事務負担軽減等）として、設立条件のパッケージ化（全員加入・定額掛金等）と、設立時に必要な書類等の削減による設立手続の緩和を行った。このうち、「設立条件のパッケージ化」については、手続の負担軽減を行うための要件の簡素化が、個々の中小企業のニーズと必ずしも合致しなかった。また、「設立時に必要な書類等の削減による設立手続の緩和」

については、引き続き中小企業が企業型 DC を実施する際のニーズはあるものと思われる。

- ・このため、簡易型 DC 制度で適用されていた手続の簡素化のうち、一部については通常の企業型 DC 制度に適用することで、通常の企業型 DC について中小事業主を含めた事業主全体が取り組みやすい設計に改善し、簡易型 DC 制度については通常の企業型 DC に統合することについてどのように考えるか。

《iDeCo プラス》

- ・iDeCo プラスを実施できる中小事業主の範囲について、以下の点についてどのように考えるか。
 - 制度の創設趣旨（=企業年金の実施が困難な中小企業が iDeCo に加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる）や、現行の要件は全厚生年金保険適用事業所の 99%をカバーしていることを踏まえ、まずは普及促進や加入者数の増加を優先し、従業員 300 人以下という規模要件については緩和しないことについてどのように考えるか。
 - 企業年金を実施していないという要件については、制度上 DB と DC との併用は可能であり、中小事業主はそれらを組み合わせて退職給付制度を整備している現状を踏まえ、中小企業の選択肢の拡大のため、DB を実施する中小事業主が iDeCo プラスを実施できるよう、DB との併用を認めることについてどのように考えるか。
- ・iDeCo プラスの更なる普及促進に向けた方策について、どのように考えるか。

②いわゆる「総合型 DC」について

※企業型 DC は制度上「総合型 DC」は設けられていないが、2 以上の事業主が 1 つの企業型年金を実施している場合、代表事業主が規約の承認・変更申請等を行うところ、代表事業主が「総合型 DC」と称して、加入事業主を広く募っている例が存在するため「いわゆる『総合型 DC』」としている。

【本日も議論いただきたい点】

- ・中小企業における企業型 DC の実態の現状として、いわゆる「総合型 DC」の活用が広がっている。
- ・中小企業におけるいわゆる「総合型 DC」の現状を踏まえ、制度として対応すべきことはあるか。

例：いわゆる「総合型 DC」の法令での位置づけ、「見える化」等を通じて加入者のための適切な商品選択を進めるための方策、さらなる実態把握を進めるための追加報告

③DCの自動移換

- ・自動移換への取組
- ・DC自動移換者の現状
- ・アメリカにおける退職時に手続を行わない企業型DC加入者への対応

【本日も議論いただきたい点】

- ・これまでも、事業主・RKへの指導や自動移換者への年1回通知に加え、他の企業型DCやiDeCoの加入者等である場合には本人の申出がなくとも年金資産を移換するための対応を行ってきた。これにより、自動移換者の中から毎年約5万件、資産額にして約300億円が企業型・個人型DCに移換戻しとなっている。
- ・それでもなお、自動移換者については毎年一定数の流入が続き、既存の自動移換者数と資産額が増え続けている状況にある。
- ・については、企業型DCに加入していた者が退職した際の取扱いについて、以下の点をどのように考えるか。

○自動移換の新規発生を抑制するための方策について

- ・企業型DC加入者が退職した際に、確定拠出年金の趣旨を踏まえ、当該加入者の意思を可能なかぎり尊重しつつ、より加入者の資産の保護に資する制度の運用及び制度的対応としてどのようなことが考えられるか。

○既存の自動移換者の対策について

- ・既存の自動移換者を減らすために、どのようなことが考えられるか。

※他に、事務局から、資料2『『経済財政運営と改革の基本方針2024』等について』、資料3「アセットオーナー・プリンシプル（案）」、資料4「その他」（金融経済教育推進機構（J-FLEC）について）の説明がありました。

※アセットオーナー・プリンシプルについては、事務局より「今後、本プリンシプルの受入れに関する具体的な表明の方法等については、最終化された後に関係省庁と足並みを揃えながら適切な周知などに取組んでいきたい」との趣旨の説明がありました。

2、委員からの意見（一部抜粋）

《簡易型DCについて》

- ・簡易型DCを終了させ、簡易型DC制度で適用されていた手続の簡素化のうち、一部については通常の企業型DC制度に適用することについては賛成。
- ・簡易型DCの廃止は賛成ではあるが、機能しなかった要因の分析も必要。

《iDeCo プラスについて》

- ・今後インフレへの対応として、年金給付の増額を検討する企業も増えるのではないかと。その際に、小規模の企業にも取組みやすい選択肢を提供すべきであり、DB を実施している企業が iDeCo プラスを併用できるようにすることには意義がある。
- ・iDeCo プラスと DB の併用を可能にすることについては、基本的には賛成ではあるが、実務として、他制度掛金相当額の管理をどう考えるのか。システム面やオペレーション面での負担が増えるのではないかと懸念している。ニーズ調査等をしてみても良いのでは。
- ・DB との併用については、福利厚生を充実したいと考えるのであれば、DB の拠出額を引き上げることが第一であり、全ての従業員が iDeCo に加入しているとは限らないこと等を考えると、DB と iDeCo プラスの併用を認める必要性は低い。
- ・iDeCo プラス導入を事業主に働きかける側として、労働者にもっと制度を知ってもらう必要がある。iDeCo 加入者に対しての制度広報に力を入れても良いのでは。
- ・従業員 300 人以下という規模要件を緩和しないことについては賛成。現行でも事業所数ベースで 99.4%をカバーしている（資料 1、20 ページ）のであれば、十分であると思われる。企業規模が大きくなれば、企業は従業員の処遇について責任を持つべきである。

《いわゆる「総合型」DC について》

- ・制度の実施状況を見ると、企業年金の普及促進の観点からは有効であると思われるが、ガバナンスの観点で問題があるように思う。制度の実態の把握が必要であり、そのうえで、総合型の DB や厚生年金基金等のガバナンスの議論も参考にし、ガバナンスや規律のあり方を考える必要がある。
- ・小規模の企業への DC の普及を考えると、iDeCo プラスと併せて総合型 DC には期待をしたい一方、総合型 DB でも指摘されているが、事業主の当事者意識が希薄になりやすい可能性もある。商品選択等で加入者の利益が十分に考慮されていないケースもあるのではないかと。まずは実態把握をしたうえで、過度な負担を要求しない程度で、DC 加入者を増やしていく方向に導いていけたらと思う。

《自動移換について》

- ・自動移換後の対応は、現在でもかなり進められているものかと思っている、よって、今後は入り口部分での対応が必要となる。アメリカ型（資料 1、44 ページ：企業型 DC の加入者が退職時等に手続きを行わない場合、引き続き企業型 DC のプランに残す、デフォルト IRA 口座へ移換する、現金で払い出すの 3 つの対応を取ることができる）のような対応を考えていかなければならない。
- ・既に移換されている方への対策としては、自動移換後の管理手数料の引上げが必要と思う。自動移換をされたら損をするといった仕組みが必要。

部会の最後に、事務局より、次回の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202408-170-0200-D